

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

津地方裁判所伊勢支部

裁判所書記官 松 田 尚 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札及び特別売却に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 津地方裁判所伊勢支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 5 日 午前 9 時 30 分 場 所 津地方裁判所伊勢支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 4 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 11 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 鳥羽市鳥羽二丁目 |
| | 地 | 番 | 6 0 2 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 9 6 . 6 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 2 5 日

津地方裁判所伊勢支部

裁判所書記官 松 田 尚 樹

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1】

- ・ 本件土地の一部につき、売却対象外の建物（家屋番号 6 0 2 番 2 の 2）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

B が本件土地の一部を占有している。同人の占有権限は使用借権である。同人所有の売却対象外建物（家屋番号 6 0 2 番 2）が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 鳥羽市鳥羽二丁目 |
| | 地 番 | 6 0 2 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9 6 . 6 9 平方メートル |



令和 8 年(ヌ)第 5 号
令和 8 年 6 月 3 0 日受理
令和 8 年 8 月 1 9 日提出

現況調査報告書

津地方裁判所 伊勢支部

執行官 四十洲一哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 鳥羽市鳥羽二丁目
地 番 602番2
地 目 宅地
地 積 396.69平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	鳥羽市鳥羽二丁目16番6号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者B ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

目 的 外 建 物 の 概 況 (物件1 関係)	
所 在	鳥羽市鳥羽二丁目602番地2
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 602番2
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平家建
床 面 積 (概 略)	142.99平方メートル
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (B) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 平成1年1月25日ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (C) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	本件目的外建物の南東側に、スチール製簡易物置(約6㎡)が存在する。同物置については、同目的外建物との場所的關係性から、同目的外建物の従物と考える。 本件目的外建物の北西側に、庇状物置(約17㎡)が設けられている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

((目的外建物用 (単独)))

目 的 外 建 物 の 概 況 (物件1 関係)	
所 在	鳥羽市鳥羽二丁目602番地2
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 602番2の2
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 事務所
構 造	木造スレート葺2階建
床 面 積 (概 略)	1階 約48.37平方メートル (登記上 46.37平方メートル) 2階 約77.37平方メートル (登記上 46.37平方メートル)
所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 平成3年11月1日ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (株式会社マツダ建設) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	所有者Aからの口頭聴取によると、以下の内容にて第三者株式会社直建に賃貸中。 賃借人：株式会社直建 契約日：不明 期間：定めなし 賃料：毎月30,000円 前払い賃料の有無：無し 滞納賃料の有無：10年ほど前から賃料の支払いについて、賃貸人Aと賃借人株式会社直建の合意により停止しているとのこと。 敷金・保証金：無し

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原(物件1 関係)		
占有範囲	☐ 全部 ☒ 北西側の一部(家屋番号602番2の目的外建物の敷地部分)	
占有者	☐ 債務者 ☒ B	
占有状況	☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(債務者) ☐ ())の陳述/□提示文書()の要旨		
占有権原	☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期	平成1年1月25日	
最初の契約日	年 月 日	
契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契約等貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者()	
当事者借主	☒ 占有者 ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある(□敷金 円 □保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		
執行官の意見	☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者兼所有者)	物件1の土地上に存在する目的外建物(602-2)の所有者Bは私の兄です。私とBは兄弟ですので、同目的外建物の敷地として同土地を無償で使用させています。使用料は一切受け取っていません。Bは現在、別住所地に住んでいますので、同目的外建物は空き家の状態です。第三者に賃貸等はしていないものと把握しています。 物件1の土地上に存在する目的外建物(602-2の2)の所有者は私です。同目的外建物については、私が代表取締役を務める株式会社直建が事務所として使用しています。使用当初は、同目的外建物の使用について同社と賃貸借契約を締結し、賃料を受け取っていました。賃貸借契約書は存在しません。もっとも、10年ほど前からは、同社の業績等の事情もあり賃料は受け取っておらず、無償で使用させています。 (令和8年7月14日 電話にて聴取) 目的外建物(602-2の2)については、現状、ガス及び上下水道契約を解約してある状態です。株式会社直建については、現状、ほとんど稼働していない状態です。そのため、同目的外建物については、私が時々、建物内外の掃除等に訪れている程度です。 同目的外建物については、1階が事務所部分、2階が居宅部分となっています。現在は使用していませんので、空き事務所及び空き家の状態です。 同目的外建物の増床の経緯についてですが、同目的外建物を私の父Cから相続した時から、現状の状態でしたので詳細は分かりません。また、物件1の土地に隣接する水路上の暗渠部分についても、同様にわかりません。 (令和8年8月5日 口頭にて聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

執行官の意見

- 1 本件物件の状況については、土地建物位置関係図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件物件の占有関係については、関係人の陳述及び物件の状況から、Bが目的外建物（602-2）の敷地として、Aが目的外建物（602-2の2）の敷地として、各々占有しているものと認定した。
- 3 物件1の土地には、目的外建物（602-2）及び目的外建物（602-2の2）が存在する。

目的外建物（602-2）については、同建物の外から同建物内外の様子を観察する限りにおいて生活感等は感じられず、関係人の陳述のとおり、Bが居宅（空き家）として占有するものと思われた。

目的外建物（602-2の2）については、本件調査時、ガス止め及び上下水道止めの状態が確認できた。確かに、同目的外建物の入口付近には、Aが代表者を務める株式会社直建の建設業許可票が掲げられているも、前記のようにライフラインが不通である状態を勘案すると、関係人の陳述のとおり、現状、同目的外建物における同社の事業活動は休業状態に近いものと推測される。よって、同目的外建物については、Aが事務所（空き事務所）及び居宅（空き屋）として占有するものと思われた。

- 4 物件1の土地と隣接地との境界については、法務局備え付けの地積測量図は存在せず、隣接地との境界は判然としない。もっとも、同土地の北西側角に隣接地との境界を示すため設置されたと見受けられる金属標が存在した。

法務局備え付け図面及び現地の物理的状況から、物件1の土地の北東側は側溝が、南東側はコンクリート土留が、北西側はコンクリートブロック擁壁の下方部分が隣接地との境界であると考えられる。なお、同土地の南西側から南側に渡って、隣接して水路が通っている。また、同水路上の一部分は暗渠のような状態になっている。そのため一見すると暗渠部分も物件1の土地に含まれるとも見受けられるが、暗渠部分も含め、同土地と隣接する水路との間のコンクリート擁壁の下方部分が両者間の境界であると考えられる。

- 5 物件1の土地の北西側の一部分が目的外建物（602-2）の敷地となっている。同土地に対する同目的外建物の占有権限については、A・Bは兄弟の関係にあることから、関係人の陳述のとおり、期限の定めなき使用借権と認定した。

- 6 物件1の土地の南東側の一部分が目的外建物（602-2の2）の敷地となっている。同目的外建物の所有者はAであることから、法定地上権の成立要件を満たすため、同目的外建物には同土地に対して法定地上権が成立する可能性があるものと思われる。この場合、この法定地上権は買受人に対抗できるものと思われる。

- 7 目的外建物（602-2）については、構造が「高床式」で、1階部分がピロティのようになっている。そのため、物件1の土地については、目的外建物（602-2）の敷地となっている同土地の北西側部分と、目的外建物（602-2の2）の敷地となっている同土地の南東側部分とは高低差（約1.5m）が存在する。

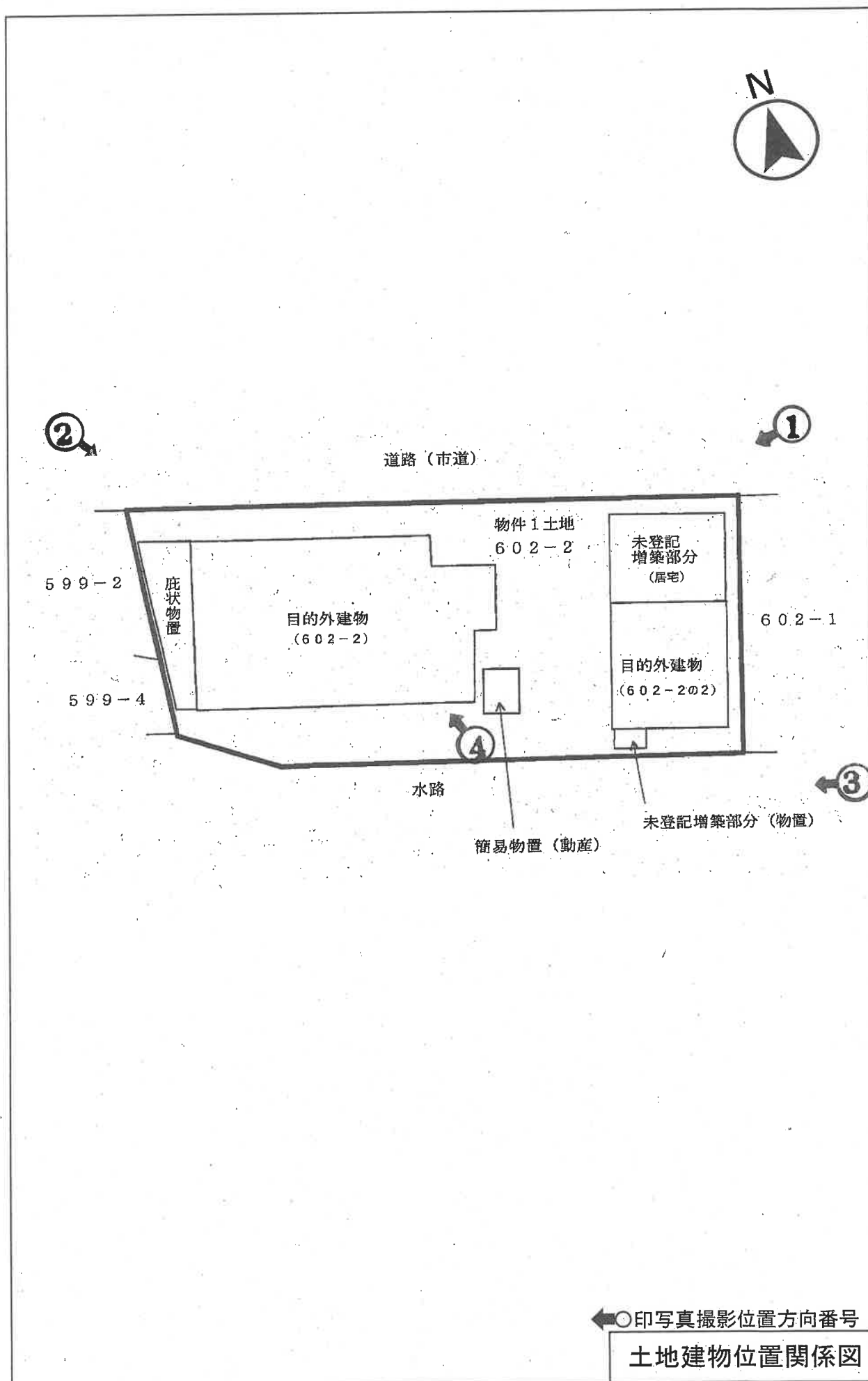
- 8 目的外建物（602-2の2）については、同目的外建物の南西側の1階に未登記物置部分（約2㎡）が、同目的外建物の北東側の2階に未登記居宅部分（約31㎡）が増床されているものと見受けられた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月 1日 (水) : - :	当庁	鳥羽市へ公租公課証明書等交付申請
8年 7月 1日 (水) 9:00 - 9:10	津地方法務局伊勢支局	登記事項証明書、公図等取得
8年 7月 7日 (火) 13:50 - 14:10	物件所在地	物件確認、占有調査、外観撮影等
8年 7月 7日 (火) 14:30 - 14:40	鳥羽市役所	接道状況の調査
8年 8月 5日 (水) 9:50 - 10:20	物件所在地	立入調査、占有調査、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(8 枚目)



←○印写真撮影位置方向番号

土地建物位置関係図

①

目的外建物（602-2 の 2）



②

目的外建物（602-2）



③



目的外建物（602-2）のピロティ部分

④



令和8年（又）第5号		
令和8年	8月	5日
現地調査		
令和8年	8月21日	評価

津 地 方 裁 判 所 伊 勢 支 部 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

佐々木勝己 印

第1 評 価 額

物件1（土地）	金 1,580,000 円
---------	-----------------------------

物件1の価格は目的外建物1,2（既登記）のための土地利用権等価格を
控除した価格である。

* * * 以 下 余 白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 その他特別の評価条件
特になし。

* * * 以 下 余 白 * * *

第3 目 的 物 件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在	鳥羽市鳥羽二丁目	
	地 番	6 0 2 番 2	
	地 目	宅地	
	地 積	396.69 m ²	
	所 有 者	A	
番号	特 記 事 項		
	・目的外建物（既登記）2棟あり。		

* * * 以 下 余 白 * * *

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	近鉄・JR参宮線「鳥羽」駅 南西方・直線距離 約1km (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	周辺を丘陵状山林で囲まれる中に、住宅、事業所等が散在する地域	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域
	指 定 建 ぺ い 率	60%
	指 定 容 積 率	200%
	防 火 規 制	—————
	そ の 他 の 規 制	国立公園普通地域
画 地 条 件	・地積：396.69m² ・概ね長形状画地 ・間口：約32m，奥行：約15m ・ほぼ平坦地勢	
接 面 道 路	・北東側 幅員約5.5m（種別：市道），舗装有 ※建築基準法第42条1項1号道路 ※接面道路とほぼ等高	
土地の利用状況等	・現況宅地 ・物件1土地は目的外建物1，2の敷地として利用されているほか、スチール製簡易物置（動産，約6m²）が存在する。 ・物件1土地と南西側の隣接地との境界は判然としない。	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道	有
	ガ ス 配 管	無
	下 水 道	無（個別浄化槽）

特 記 事 項	・本件土地の履歴調査及び周辺の土地利用状況等から、土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、確定には詳細な調査が必要である。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・三重県土砂災害警戒区域マップに拠れば、本件土地が「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に含まれているものと推察される。 ・物件1土地には下記目的外建物1, 2が建てられている。(目的外建物1の敷地部分は、目的外建物2の敷地部分に比べて1.5m程度低くなっている) ○目的外建物1 (既登記) 家屋番号：602番2 種類：居宅 構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺高床式平家建 床面積：142.99㎡ 建築時期：平成1年1月25日新築 所有者：B ○目的外建物2 (既登記) 家屋番号：602番2の2 種類：居宅・事務所 構造：木造スレート葺2階建 床面積：1階：48.37㎡ (未登記増築部分の約2㎡を含む) 2階：77.37㎡ (未登記増築部分の約31㎡を含む) 建築時期：平成3年11月1日新築 所有者：A
---------	--

(注) 「有」, 「無」の基準については、以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされていない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1 目的外 建物1の 敷地	16,900	0.66	約260	0.90	2,610,000
1 目的外 建物2の 敷地	16,900	0.66	約136.69	0.90	1,370,000

(注) 目的外建物1, 2の物件1土地に係る敷地利用権の範囲について

当該建物の配置及び建築面積等を勘案したうえで、下記のとおり求めた。

- ・目的外建物1の敷地；物件1土地の約65%（約260㎡）
- ・目的外建物2の敷地；物件1土地の約35%（約136.69㎡）

ア 標準画地価格・・・・・・・・ 別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・・・ 0.66 <下記各条件の相乗積>
 ※小数点第3位四捨五入

- ・環境条件0.80（土砂災害警戒・特別警戒区域に該当）
- ・画地条件0.82（下記項目①, ②の相乗積）
 - ①本件土地内に約1.5mの高低差あり0.85
 - ②隣接地の一部と境界不明確0.97

ウ 地 積・・・・・・・・ 登記数量による。

エ 建 付 減 価・・・・・・・・ 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1 目的外 建物1の 敷地	2,610,000	0.05 使用借権	130,000
1 目的外 建物2の 敷地	1,370,000	0.40 法定地上権	550,000

※万円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合

- ・目的外建物1に係る土地利用権等を使用借権と判定しその割合を5%、目的外建物2に係る土地利用権等を法定地上権と判定しその割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) <1(1)オ> ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) <2(1)ウ> イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1 目的外 建物1の 敷地	2,610,000	－ 130,000		0.80	0.60	1,190,000
1 目的外 建物2の 敷地	1,370,000	－ 550,000		0.80	0.60	390,000
一 括 価 格 (合計)						1,580,000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正：不要と判断した。

エ 市場性修正

- ・目的物件は、目的外建物（既登記）が存在することから需要が限定され、市場性が劣るものと判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正

- ・評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附 属 資 料

- ・ 位置図
- ・ 案内図
- ・ 公図写し（法務局備付図面に基づく）
- ・ 建物図面写し（同上）
- ・ 各階平面図写し（同上）
- ・ 土地見取図

以 上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

※幅員約5.5m舗装道路沿いの規模約390㎡の整形地

(2) 地価公示価格：鳥羽-1

所 在： 鳥羽市鳥羽4丁目1189番「鳥羽4-6-2」
 価 格： 20,300 円／㎡
 位 置： 近鉄志摩線「中之郷」駅の南西方 道路距離約600m
 価 格 時 点： 令和8年1月1日
 地 積： 181 ㎡
 供給処理施設： 水道
 接 面 街 路： 東側，幅員5m市道
 用 途 指 定 等： 非線引都市計画区域・第1種住居地域，国立公園普通地域
 (指定建ぺい率：60%，指定容積率：200%)
 地 域 の 概 要： 一般住宅が多く見られる既成住宅地域

(3) 地価公示価格を規準とした価格

価 格 時 点 年 月 日	価 格 円／㎡ ア	時点 修正 イ	標準化 補正 ウ	地域 要因 エ	規準とした価格 円／㎡ ア×イ×ウ×エ
令和8年1月1日	20,300	$\times \frac{99.4}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{119}$	= 16,900

※百円未満切捨

ウ 主たる標準化補正内訳・・・ 標準的

エ 主たる地域要因内訳・・・ 119 (街路，交通・接近，環境条件格差等を考慮した)

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は，(3)で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し，16,900 円／㎡と決定した。

○ 標準価格 16,900 円／㎡

位置図

$$S = 1/25,000$$


鳥羽市役所『白図』

案内図

S=1/2,500

N



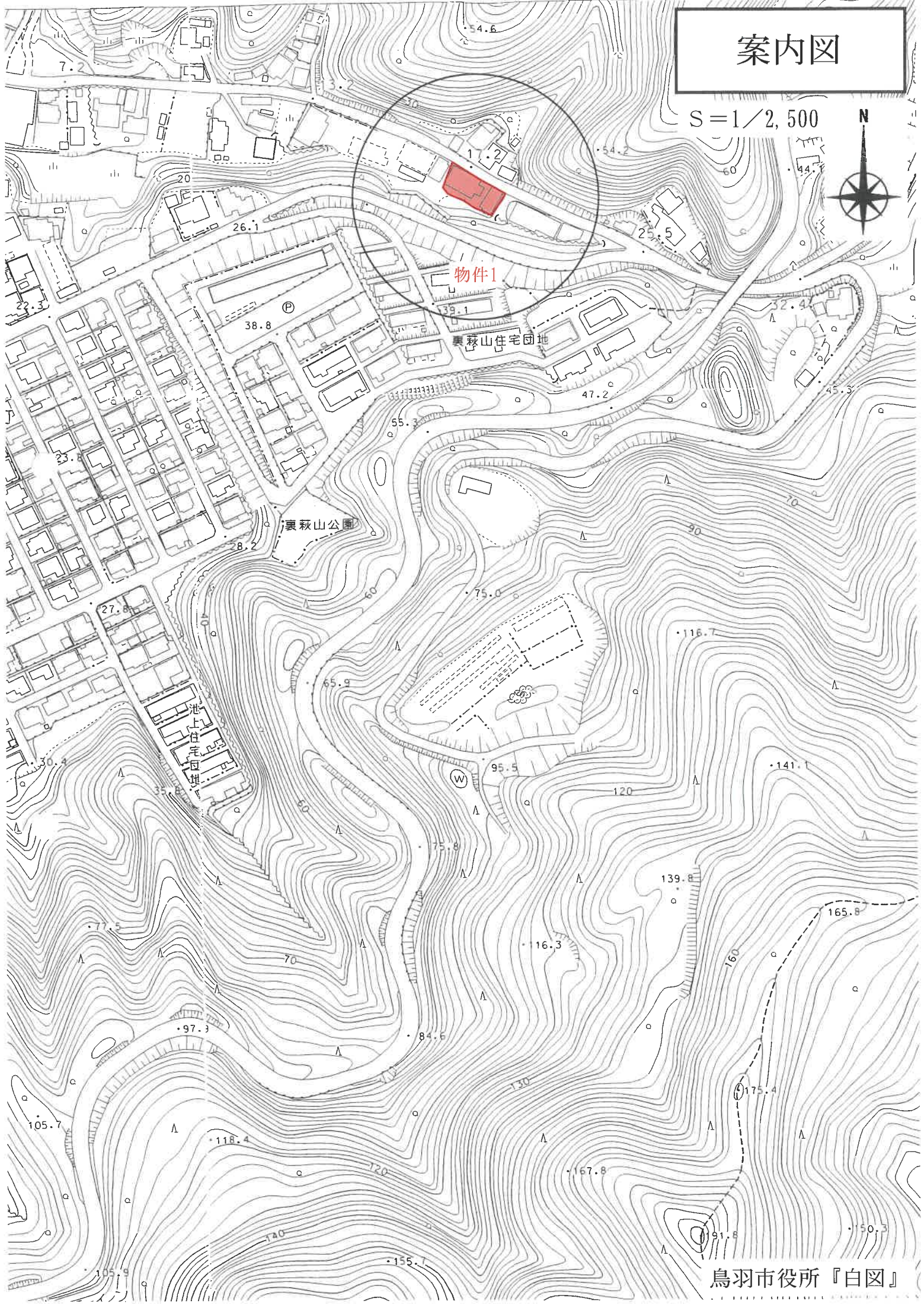
物件1

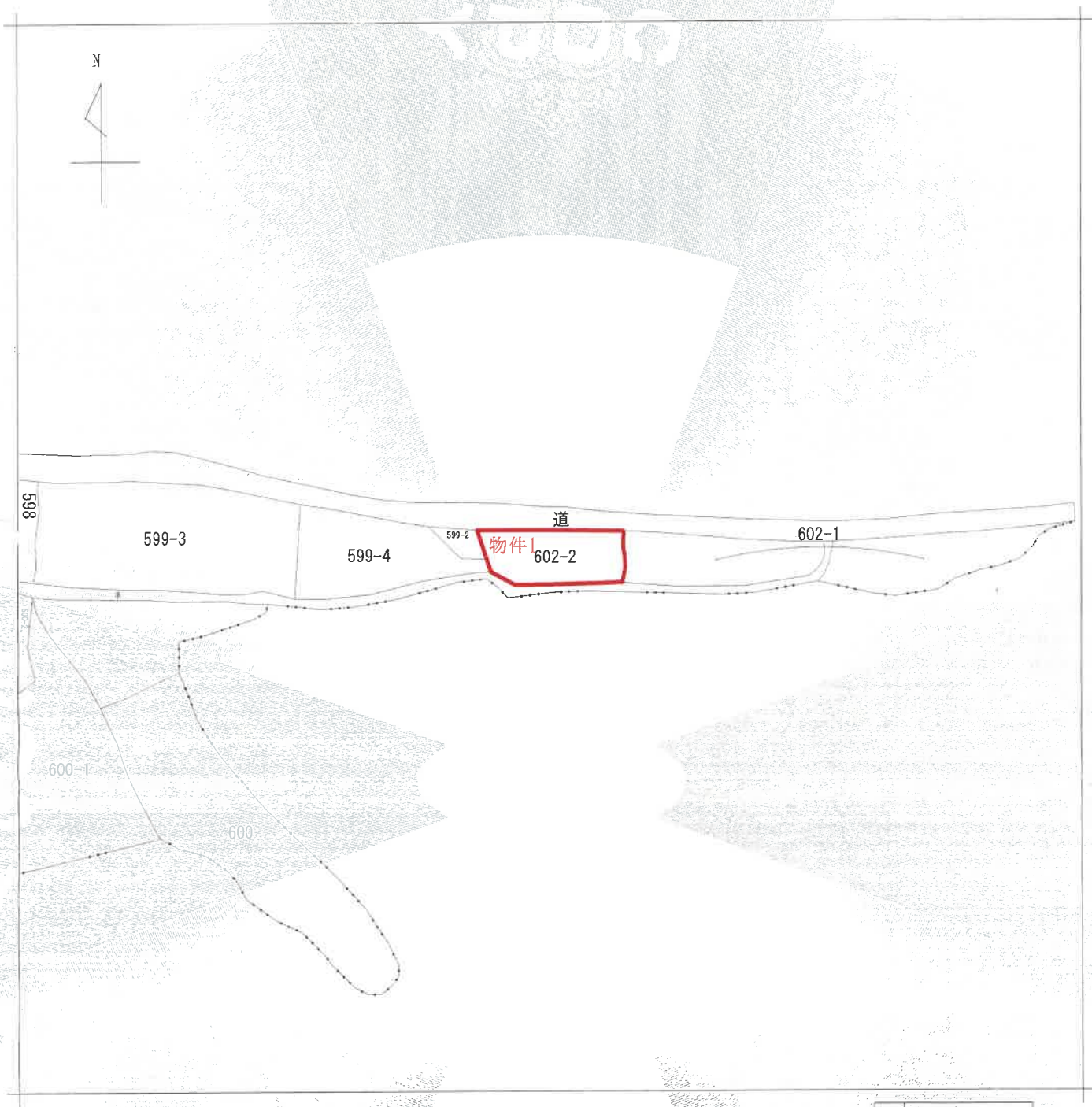
裏萩山住宅団地

裏萩山公園

池上住宅団地

鳥羽市役所『白図』





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鳥羽市鳥羽二丁目					地番	602番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月21日
津地方法務局伊勢支局
登記官

登記年月日：平成1年1月30日

平成11年3月30日登記

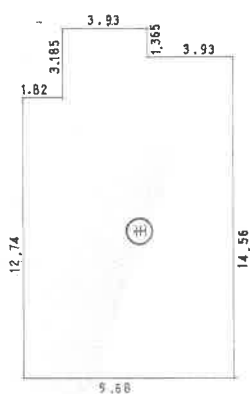
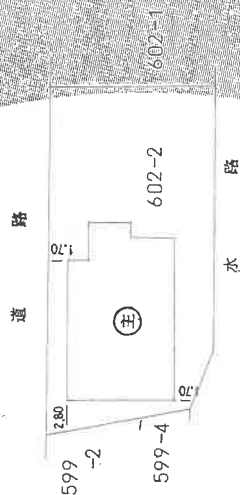
建筑物剖面图

602-2

鳥羽市鳥羽2丁目602番地2

附錄第八号ノ四

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。



積求

$$\begin{array}{rcl} 9.68 \times 12.74 & = & 123.3232 \\ 7.86 \times 1.82 & = & 14.3052 \\ 3.93 \times 1.365 & = & 5.36445 \end{array}$$

作者

1 / 250

申請人

縮尺 1/500

(三重県土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月21日 津地方法務局伊勢支局

津地方法務局伊勢支局

doi:10.1017/S0007122612000069

請求番号: 4-2

土地見取図

